

## 首都圏中央連絡自動車道 飯沼川高架橋(下部工)西工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 8-3 一般道の交通規制及び道路閉鎖  特記仕様書 15-2 交通規制等	特記仕様書 15-2に「協議は原則、受注者が行うものとする」と記載があり、特記仕様書 8-3に「変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし」と記載があります。道路管理者との協議は受注者が行い、その協議結果に対して監督員が指示するとともに現場条件の変更等により監督員が必要と求めた場合について別途協議と解釈してよろしいでしょうか。	特記仕様書8-3に記載のとおり、別途監督員が指示した場合においても、一般道の交通規制及び道路閉鎖に要する費用は諸経費に含むものとし、金額の変更は行いません。
2	特記仕様書 15-6 保安に関する費用	「交通保安要員の配置」に要する費用及び「架空線等上空施設及び埋設物関連事故の防止対策」に試掘に要する費用は、単価表の項目で支払を行うと記載があります。「交通保安要員」は特-(7)率計上工事に関する事項の単価と思われますが、「架空線等上空施設及び地下埋設関連事故の防止対策」に試掘に要する費用はどの単価表の項目でしょうか。	特記仕様書 25「補足事項」(4)に示すとおりです。
3	特記仕様書 23-2 構造物掘削	作業内容に水替の記載がありますが、その流末についてご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
4	特記仕様書 23-6-4 鋼管杭 施工(8)	工事用用水は、散水車を用いて給水と記載がありますが、その取水場所と散水車仕様についてご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
5	特記仕様書 23-6-6 鋼管杭	「監督員の指示に従って行う鋼管杭の運搬」と記載がありますが、運搬距離についてご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
6	特記仕様書 23-9-6 擁壁工	「設計図書及び監督員の指示に従って行う～足場」と記載がありますが、足場費用は割掛 仮設備工事費でなく当該単価へ計上すると考えてよろしいでしょうか。	その通りです。